生産地域制限の公表　抜粋

○農林水産省告示第千七百十号

種苗法（平成十年法律第八十三号）第十八条第一項の規定に基づき品種登録をしたので、同条第三項及び第二十一条の二第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

令和八年十一月十二日

農林水産大臣　　武部　新

３　品種登録の番号及び年月日、登録品種の属する農林水産植物の種類、登録品種の名称、品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所、指定地域並びに生産する行為を制限する旨

品種登録の番号及び年月日	登録品種の属する農林水産植物の種類	登録品種の名称	品種登録を受ける者の氏名又は名称及び住所又は居所	指定地域	生産する行為を制限する旨
第３２０１０号 令和8年11月12日	Oryza sativa L.	祝2号（いわいごう）	京都府 京都府京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町	京都府	指定地域以外の地域において種苗を用いることにより得られる収穫物を生産する行為を制限する。

第３２０１２号 令和8年11月12日	〃	あおもりっこ	地方独立行政法人青森県産業技術センター 青森県黒石市田中82番地9	青森県	〃
第３２０３０号 令和8年11月12日	Vigna angularis (Willd.) Ohwi & H. Ohashi	きたいろは	地方独立行政法人北海道立総合研究機構 北海道札幌市北区北十九条西十一丁目1番地8	北海道	〃